

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局		(平成 20 年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)		改 善 措 置	
3 業務委託 (1) 随意契約理由の合理性 ⑤ 自転車等駐車場の運営に関する業務及び利用料徴収（(財) 仙台市建設公社） 市営駐輪場のうち 4 箇所については平成 16 年度より民間事業者への委託に切り替えており、民間事業者でも実施可能な業務である。特定人に限定される程の必要性はなく、随意契約理由としての合理性を欠く。		令和 8 年度から、全ての駐輪場において競争入札により受託者を決定し、管理運営業務を行っている。	